

- 第153回社会保障審議会介護給付費分科会の資料5（介護人材関係について）の18ページについて、以下のとおり訂正する。

はり師又はきゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている事業の割合

(誤) 通所介護事業所 1. 6%

↓

(正) 通所介護事業所 6. 8%

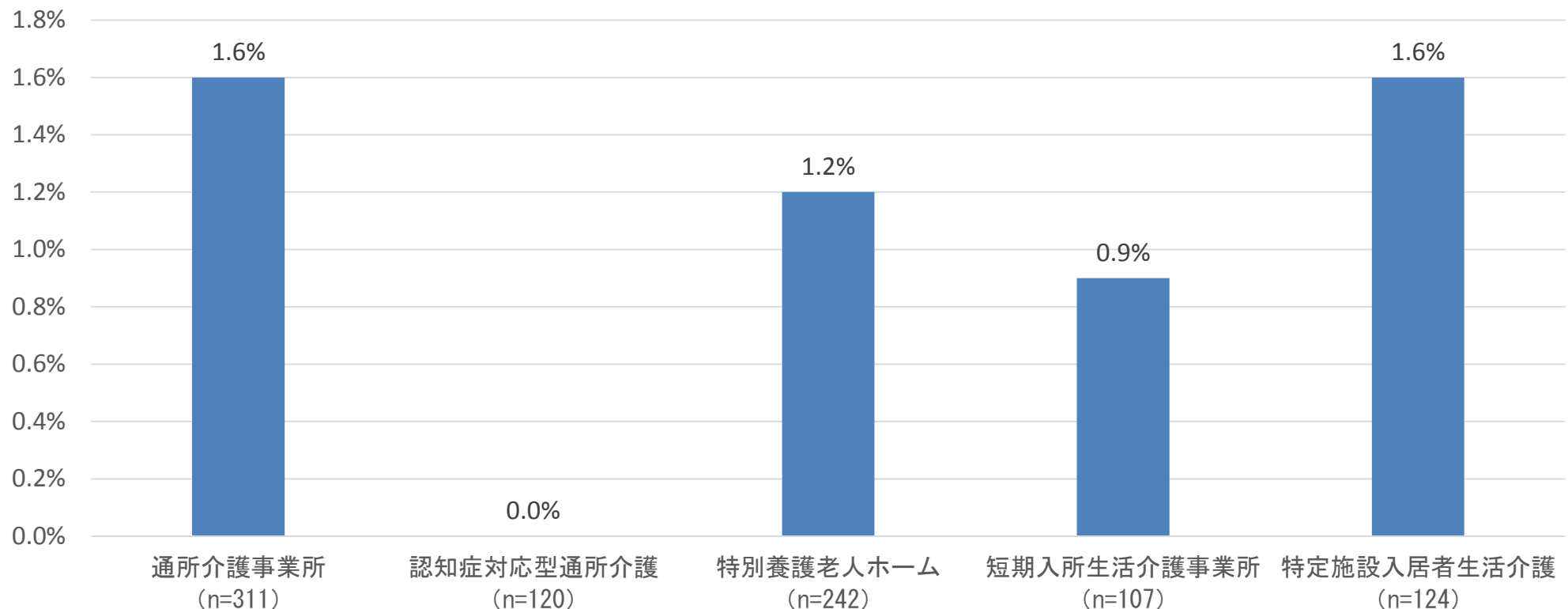
はり師、きゅう師の資格を持つ者による機能訓練について

- 一部の事業所において、はり師、きゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

はり師又はきゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている事業所の割合



はり師、きゅう師の資格を持つ者による機能訓練について

差替

- 一部の事業所において、はり師、きゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

はり師又はきゅう師の資格を持つ者が機能訓練を行っている事業所の割合

